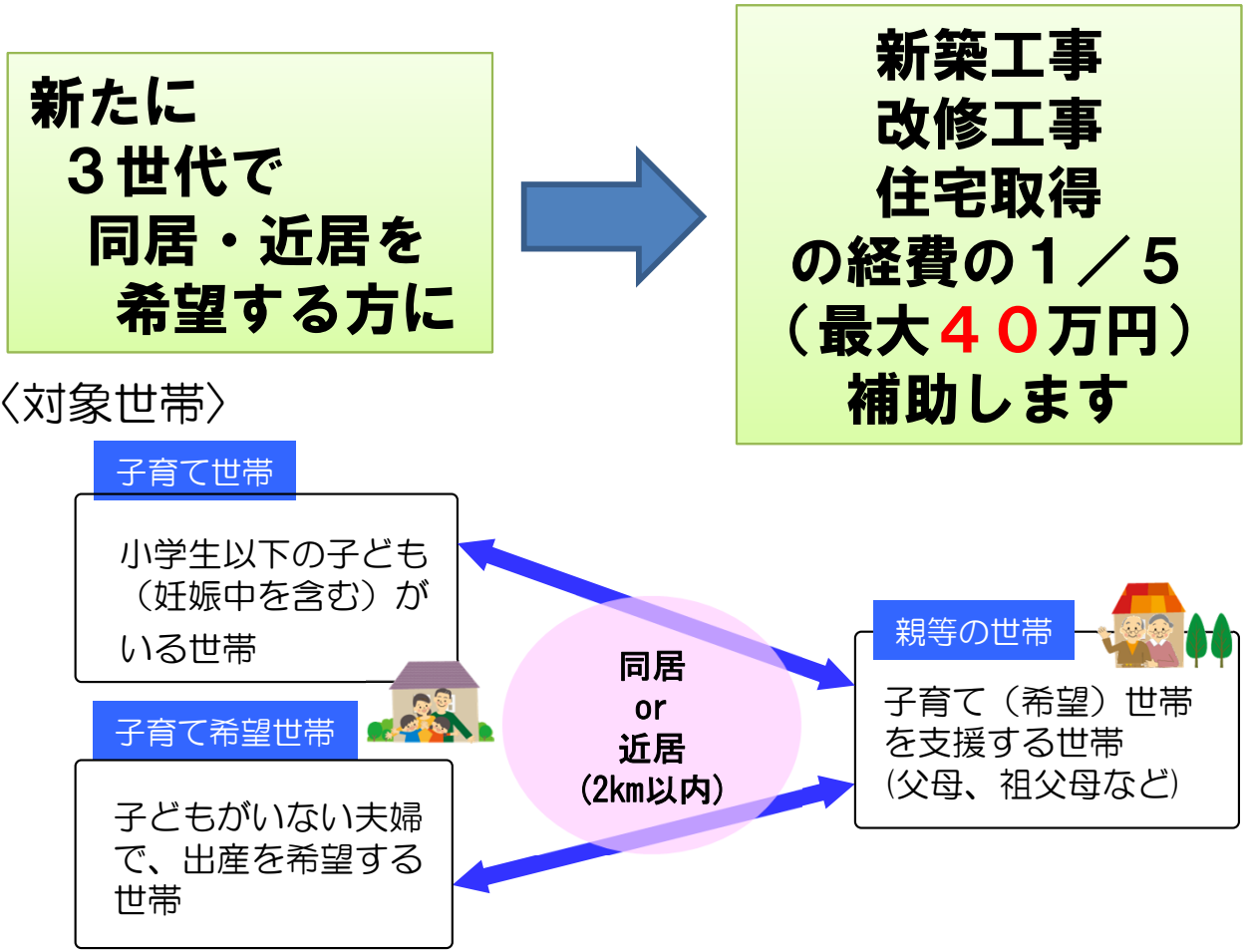
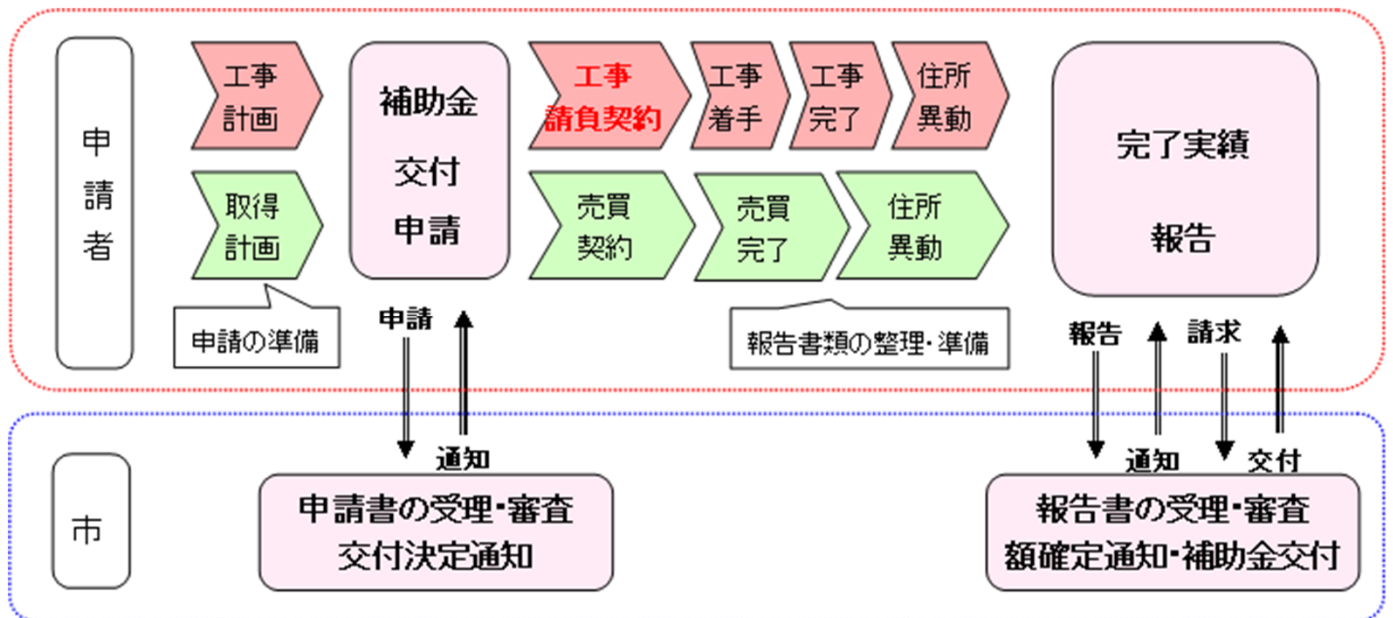


# 令和8年度 諫早市3世代同居・近居促進事業

新たに3世代(親、子、孫など)で同居・近居するための住宅の新築や改修工事、住宅の取得を支援します!



## 申請から補助金支払までの流れ



裏面もご覧ください

## 補助メニュー

新築工事	注文住宅等の新築工事
改修工事	①間取りの変更 ②台所・浴室・トイレ・洗面所等の改修・増設 ③バリアフリー改修 ④屋根・天井・外壁・床・窓の断熱改修 ⑤浄化槽の設置・入れ替え
住宅取得	新築住宅、中古住宅の取得

## 受付期限

令和8年12月18日（金）まで  
（ただし、予算が無くなり次第終了となります。）

## 実績報告

実績報告は、令和9年2月26日（金）までに報告してください。（厳守）

## 注意事項

- ・ 令和8年4月6日以前に同居、近居している場合は、補助の対象となりません。
- ・ 近居の範囲は、市内において、親世代の住宅からおおむね「半径2km以内」となります。
- ・ 改修工事は、「市内に本店を有する法人」又は「市内に住所を有する個人事業者」が施工するものに限りません。
- ・ 子どものいない夫婦とは、申請時点での夫婦の合計年齢が「80歳以下の方」です。
- ・ 新築・改修工事について、交付決定前に工事請負契約を締結した場合、補助の対象となりません。→交付決定後に工事請負契約を締結してください。
- ・ 住宅取得については、交付決定前に売買契約を締結した場合、補助の対象となりません。
- ・ 土砂災害特別警戒区域内に建てられる又は建てられた住宅は補助の対象となりません。
- ・ 他の補助金、交付金又はこれらに類するものとの併用はできません。

（申請様式は、市ホームページ又は問合せ窓口にてお取り寄せください。）

## 問合せ先

### 諫早市建設部建築住宅課（別館4階）

〒854-8601 諫早市東小路町7番1号

TEL: 0957-22-1500

ホームページ: <https://www.city.isahaya.nagasaki.jp>